

令和3年9月28日

各県立学校長 様

高校教育課長  
特別支援教育課長  
保健体育課長  
教職員課長

### 「三重県リバウンド阻止重点期間」における県立学校の対応について (通知)

三重県では、8月に入り急激に増加した感染者数が、9月以降大きく減少し、8月27日から適用されている「三重県緊急事態措置」が9月30日に終了されることとなりました。このことを受け、県立学校は、10月1日から通常登校としますが、10月1日から10月14日までを「三重県リバウンド阻止重点期間」として、引き続き感染症対策を徹底し、下記のとおり各学校の状況に応じて適切に対応願います。

#### 記

#### 1 感染症対策と健康管理の徹底

- ・ マスクの着用や手洗いの励行、換気、毎日の検温やバランスの取れた食事、十分な睡眠など、基本的な感染症対策を徹底するとともに、授業や行事、登下校時における身体的距離の確保、大声での発声をしないなどの対策を徹底する。その際、飲食や休憩時間、移動など、居場所が切り替わると感染リスクが高まることに留意して対応する。
- ・ 所用等で外出の際には、不要不急の寄り道等をしないよう指導する。休日における移動については、必要性、安全性を慎重に検討し、移動先が「密」となるなど感染リスクが高くなる場合は移動を避けるよう指導するとともに、やむを得ず移動が必要な場合は、感染防止対策を徹底するよう指導する。
- ・ 児童生徒に発熱等の風邪症状がある場合には、自宅で休養することを徹底させる。また、風邪症状や体調の変化があった場合はもちろんのこと、日頃の体調と比べて少しでもおかしいと思う症状があれば、できる限り早期に医療機関に相談するか、医療機関を受診するよう勧める。
- ・ 児童生徒の同居の家族に発熱等風邪症状が見られる場合は、登校を控えるよう保護者に依頼するとともに、家庭内でもマスクを着用したり、別室があれば家族とは別室で過ごしたりする等の対策を助言する。

#### 2 教育活動

##### (1) 学校内における教育活動

- ・ 「県立学校における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」に基づき、以下のような「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」については、換気、身体的距離の確保や手洗いなどの感染症対策を十分に行ったうえで慎重に実施する。
- ① 各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」

- ② 理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
- ③ 音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」
- ④ 美術、工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- ⑤ 家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」
- ⑥ 体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」

## (2) 登下校に係る留意事項

- ・ 公共交通機関を利用する際、会話を控える、マスクを着用する、降車後（または学校到着後）は速やかに手を洗う、顔をできるだけ触らない、触った場合は顔を洗うなどの基本的対策を行うほか、できるだけ乗客が少ない時間帯に利用するよう指導する。
- ・ 不要不急の寄り道や下校時の集団での飲食等をしないよう指導する。

## (3) 学校外における教育活動

- ・ 県境を越える移動は避けることとするが、進路決定に関わる教育活動について、延期やオンラインでの対応が難しい場合は、訪問先の感染症対策が十分になされていることを確認するとともに、生徒・保護者に対して十分説明をし、理解を得たうえで実施できることとする。
- ・ 職場実習や看護実習、介護実習など、生徒が学校外で活動する教育活動については延期を検討し、資格取得等の関係で延期できない場合は、実習受入先の意向を十分に踏まえたうえで、生徒・保護者に対して十分説明をし、理解を得たうえで実施できることとする。

## (4) 学校行事等について

- ・ 県外から外部講師を招聘する場合は、緊急事態宣言、まん延防止等重点措置、都道府県独自の警戒宣言が発令されていない地域からの来校を基本とする。
- ・ 体育祭については、(1)の⑥を踏まえ延期を検討する。実施する場合は、感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い活動は見合わせ、種目を精選するなど、感染防止対策を確認、徹底する。なお、保護者等への公開は控える。
- ・ 文化祭については、上記(1)の②～⑤等を踏まえ延期を検討する。実施する場合には、令和3年8月3日付け「県立学校における文化祭について(依頼)」を踏まえつつ、感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い活動(調理を伴う模擬店)は見合わせるなど、感染防止対策を改めて徹底する。なお、保護者等への公開は控える。

## 3 部活動

約1か月の部活動中止に伴い、生徒の怪我防止等の観点から、自校内の活動から段階的に実施する。

- ・ 10月1日(金)からは試行的に、宿泊を伴わない自校内での活動ができるものとする。また、公式大会に合同チームで参加することが決まっている学校

は、合同チームで練習できることとする。

- ・ 10月9日(土)から三重県リバウンド阻止重点期間が終了するまでの間は、県内での合同練習・練習試合を実施することができる。ただし、昼食を伴わない午前または午後みの活動とし、団体競技は、多数の学校が一度に集まることは避け、同一時間帯の活動は自校を含め2校までとする。

#### 4 修学旅行・遠足

##### <修学旅行>

最終学年での修学旅行については、県外を目的地としている場合、緊急事態宣言、まん延防止等重点措置、都道府県独自の警戒宣言が発令されていない地域であって、宿泊施設や移動において可能な限り一般客等と混同しないなどの感染防止策を講じるとともに、保護者の理解と必要な協力を得たうえで実施することとする。また、目的地の都道府県において宣言等が発令され、修学旅行の実施日が近づいている場合には、高校教育課、特別支援教育課と相談する。自主的判断や家族の状況等により参加を取りやめる児童生徒がいる場合には、当該児童生徒の心のケアに努めるとともに、代替となる学習や活動について配慮する。

それ以外の学年の修学旅行については、延期または目的地を県内に変更することを検討する。

##### <遠足>

県外遠足は、延期することを検討する。

県内の対策強化区域を目的地としている遠足については、可能な限り延期を検討する。

#### 5 教職員の感染症対策

- ・ 「1 感染症対策と健康管理の徹底」を踏まえた行動を徹底する。
- ・ 同一分掌や同一教科等で複数教員が密集すると感染リスクが高まるとともに、万一の場合業務全体が停止する危険性が高まることから、学校運営業務が遂行できる体制を維持したうえで各職員の接触機会の低減を進める。具体的には、同一業務に携わる担当の配置の分散、狭い部屋や環境での打ち合わせ等の中止、校内各種会議のオンラインでの実施等を進める。
- ・ 教職員は、自身はもちろん同居家族の体調にも十分留意し、発熱等の風邪症状がある場合は、ためらうことなく出勤を取りやめる。
- ・ 飲食は少人数、短時間とするとともに、会話の際はマスクを着用する「マスク会食」、食事中は会話をしない「黙食」を実践するなど、飛沫感染に注意した感染防止対策を徹底する。
- ・ 出張については、オンライン会議等の活用を含め、各学校において業務の必要性・緊急性を慎重に検討する。出張が必要な場合は、感染防止対策を徹底したうえで実施する。
- ・ 在宅勤務制度、時差出勤勤務制度及び特別休暇制度の活用についても再度周知し、可能な限りの感染症対策に努める。

#### 6 特別支援学校における対応

特別支援学校では、令和2年7月31日付け「県立学校における新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた対応について（通知）」で「レベル2になった場合の特別支援学校での教育活動について」に基づき以下のとおり対応すること

する。

- ・ 友だち同士で手をつないだり触れたりするような活動など、児童生徒等が密接・密集する活動は避ける。
- ・ 発音や発語などの学習の際は、透明マスク、フェイスシールド、アクリル板等を用いる。
- ・ 教職員は児童生徒等に触れる前後に手洗い（手指消毒）を行い、可能な場合は担当者を固定し、教職員が複数の児童生徒等に触れないようにするとともに、児童生徒等が触れる教職員も限定する。
- ・ 児童生徒等の実態によっては、教職員がマスクに加え、アイシールドやフェイスシールドを併用して指導に当たる。
- ・ 校外の指導者を受け入れて指導を行う場合は、校外指導者の検温、手洗い、マスク着用等も徹底し、使用する教室を限定し、可能な場合は在校時間を短くする。
- ・ 医療的ケアを実施する際、新たに留意する事項の必要性について、主治医や学校医に相談する。

## 7 県立学校体育施設開放について

三重県リバウンド阻止重点期間中は、引き続き体育施設開放は中止する。

## 8 県外出身生徒が来県する場合の対応

「県立学校における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」に基づき、毎朝の検温、発熱等の風邪症状の有無、同居家族の発熱の有無について確認させ、来県する前に担任等に報告するよう指導する。

## 9 その他

- ・ ワクチン接種は希望に基づき行われるものであり、接種を強制することや、接種していない人に対する誹謗中傷、偏見や差別につながる行為のないよう指導する。
- ・ 教職員が児童生徒に対し、ワクチン接種の有無を公然と確認するなどの事例が報道されているが、差別や同調圧力につながる行為は行わない。

### 事務担当

高校教育課	課長補佐兼班長	西川 俊朗	TEL：059-224-3002
特別支援教育課	課長補佐兼班長	加藤 謙司	TEL：059-224-2961
保健体育課	課長補佐兼班長	横山 勝規	TEL：059-224-2973
教職員課	主幹兼係長	奥山 剣司	TEL：059-224-2956